道路占用許可申請書							許 可 等	番 号 月日	延士 令 <b>乔</b>	指令第	月	号日
									令 利 新規	<ul><li>年</li><li>延長</li></ul>	月	<sub>日</sub> 更
延岡市長							申請者					
道路法第32条の規定により							住所					
許可を申請します。							氏名		Tel (			)
路線名							現場責	任者				
路線番号									Tel (			)
占用の目的						<del>_</del>						
占用の場所	場所	延岡			町		丁目			<b>野地先</b>		
	掘削場所	1.	車道	2		道	3.		の他			
-	名	称	規	模	Į		数量	ţ	_	国削部分 (488-488-4		m²
占用物件										影響部分 第24 F	<b>子</b>	m²
										線延長		m
占用の期間	令和 令和		月 月	日から 日まで		時~	問時		用物件構造			
工事の期間	令和 令和		月 月	日 から 日 まで		時~	間時		事実施 方法			
道 路 の 復旧方法							添付書	<b></b>	1. 地区 3. 断面		2. 平i 4. その	
占用料	納付書番-	号	円	算 定	三式							
道路復旧費	道路	種 別	1.	密 2.	密2	3. 簡	アス 4.	. 防塵	5. 歩	道 6.	その作	也
	E + E		(‡	(掘削部分)…A			円 (影響部分					円。
	( 円×   ( 円×   ( (   (					m ·	m )	(カ	ッター長	円× )D	n ·	m')
							円 円× . = 円				円	
							円	消	費税…F=	= E ×	/100	円
許可条件	条件 1. 2.			iのとお cの他関			づき施工の	のこと	0	1. J	原因者	首復旧
										2. 1	仮復	∃
関係課の意見										受	付	印
そ の 他	 	記申請に	ついて	許可し	ます							
担当		管理係			5/0			課	長			

## 記載要領

- 1. 新規 延長 変更 については、該当するものを〇で囲み、期間の延長又は変更の場合には、従前の 許可書の写を添付すること。
- 2. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「現場責任者」の欄に所属及び氏名を記載すること。
- 3. 「場所」の欄には、地先地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 4. 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを ( ) 書きにすること。
- 5. 占用又は占用工事にあたっては、延岡市道路占用規則及び関係法規を遵守し、道路管理者の指示を受けること。

## (本申請に要する添付書類)

- 1. 占用地の位置図(縮尺1/2,500)、平面図及び断面図
- 2. 施設の設置又は工事を伴うものであるときは、その設計書、仕様書及び構造図
- 3. 他の法令により、官公署の許可を必要とするものは、その許可書の写し
- 4. 隣接の土地家屋に影響があると認められるものについては、その利害関係人の同意を示す書類
- 5. 道路の復旧を、原因者が行う揚合にあっては、その設計書及び図面

## 許可条件

- 1. 占用者は工事に着手しようとするときは、速やかに市長に届け出て、その指示を受けること。
- 2. 占用期間中といえども占用許可の条件、法令、条例若しくは延岡市道路占用規則に違反したとき又は道路管理上若しくは公益上やむを得ない必要が生じたときは、許可を取り消し、占用者の負担で原形に復させることがある。
- 3. 占用の期間が満了したとき、又は占用許可を取り消されたとき、若しくは占用を廃止したときは、直ちに 道路を原形に復し、市長の検査を受けること。
- 4. 占用料を指定した期日までに納入すること。
- 5. 道路法施行令第13条、第14条及び第15条に違反した工事をしてはならない。
- 6. 占用の権利を無断で譲渡又は承継してはならない。
- 7. 占用によって第三者に及ぼした損害は、占用者の負担とする。
- 8. 掘削の土砂で交通に支障をきたすおそれがあるときは、他の場所に搬出すること。
- 9. 占用者は、占用場所又は占用物件の見やすい場所に占用許可書を掲示すること。
- 10. 道路の原状回復に関し瑕疵又は不正があることが発見された場合は、占用期間満了又は工事が完了し検査終了後であっても、期間を定めて占用者の負担で改造又は補修をさせることがある。
- 11. 占用者は、氏名又は住所を変更したときは、速やかに市長に届け出ること。